項番	(あ)諮問	(い)諮問日	(う)情報公開	(え)公開を請求する行政文	(お)事務	(か)決定	(き)決定理由	(く)審査請求	(け)弁明書	(こ)反論書	(さ)意見書	(し)口頭意見陳	(す)審査請求人の主張
以 留 	番号	(い) 韶同日	請求日	書の内容又は件名	担当課	(か) 決定	(仓) 灰疋理田	年月日	送付年月日	提出年月日	提出年月日	述実施年月日	(せ)実施機関の主張
1		第136-8号 令和元年8月16 日	平成30年12月14日	平成30年11月28日から平成 30年12月14日までの高崎市 議会の各委員会の音声録音 データ		第320-7号 平成31年2月15日 行政文書非公開決 定通知	高第市条 が写る聴いてていいての場合を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を		令和元年6月28日		令和元年9月26日		高崎市議会では、高崎市議会傍聴規則により、傍聴の録音を禁止されているので、非終了しているので、傍聴することはできず、地可否とは、高崎市議会では、会議をはまするような「公然議をできず、と可ろなど、会議を立てる等」など、会議を立てる等」など、会議を立てる等」など、会議を立てる等」など、会議を立てる等」など、会議を立てる等」など、会議を立てる等」など、会議を立てる等」など、会議を立てる時間の解釈を違えた、高崎市議会の閉鎖性を事務局が録は、日本のは、一名である市議会の閉第8条では、傍聴人は、傍聴にしている音が、の主にそぐわないと判断した。・高崎市会としてないと判断した。・高崎市議会会議規則第123条により録音では公式の記録ではなく交付できない。
2	第217号	第151-8号 令和元年9月6日		平成31年2月5日から平成31 年3月13日までの高崎市議会 の各委員会の音声録音デー タ		第354-1号 平成31年3月27日 行政文書非公開決 定通知	高第市条 が写る聴聴いてててしこぐ開いる音を表演する音を表現してはいいての別ないのでは、別は撮らなる音付定にする音が見います。の高第一での高第のではなる。音がでは、影ない音をる主がは、おをでは、おを定止をいた。といるが、おを定止をは、そ公とは、おきには、そのには、おきには、ないのでは、おきには、ないのでは、おきには、ないのでは、おきには、ないのでは、おきには、ないのでは、おきには、ないのでは、おきには、ないのでは、おきには、ないのでは、おきには、ないのでは、おいのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは		令和元年7月19日		令和元年9月26日		高崎市議会では、高崎市議会傍聴規則により、傍聴の録音を禁止されているので、強い方容としたが、各委員会はすでに開催が方容としているので、傍聴することはできず、地可な法第130条に規定するような「公然と可能といるので、傍聴することもできません。高崎市議会は会議傍聴規則の解釈を違え、大きな行政情報である市議会事務局が録は、日本である。 民住民に市議会の閉鎖性を高め、市民自とは、民任民に市議会の閉鎖性を高め、市議会は、民任民に市議会の閉鎖性を高め、市民自と、著して政情報である市議会事務局が録音に反し、著述者が言求する公開方法は、音声録音である。 ・請求者が請求する公開方法は、音声録音である。 ・請求者が請求する公開方法は、音声録音である。 ・請求者が言求する公開方法は、音声録音である。 ・請求者が言求する公開方法は、音声録音によりないと規定している音を禁止している音を対している音を禁止している音を対している。 ・高崎市議会会議規則第123条により録音ではすべきでないと判断した。 ・高崎市議会会議規則第123条により録音である。
3	第218号	第151-9号 令和元年9月6日		平成31年3月14日から令和元 年5月8日までの高崎市議会 の各委員会の音声録音デー タ		第51-13号 令和元年5月22日 行政文書非公開決 定通知	高第7条会院 高第一条会院 高第一条会员 高等 一条会员 高等 一条会员 高等 一条会员 一条	令和元年6月20日	令和元年7月19日		令和元年9月26日		高崎市議会では、高崎市議会傍聴規則により、傍聴の録音を禁止されているので、非公開決定としたが、各委員会はすでに開催が方面とはできず、地可否を表明し、又は騒ぎ立てる等」など、会議をあることもできません。高崎市議会は会議傍聴規則の解釈を違え、市民住民に市議会の閉鎖性を高め、市民の大会議会は、音声が請求する公開方法は、音声録音に大ならないと規則の解釈を違え、主義に反し、著しく不当です。 ・請求者が請求する公開方法は、音声録音である。 ・請求者が請求する公開方法は、音声録音である。 ・請求者が請求する公開方法は、音声録音である時間の事態を非の関節を禁止しているが、高において表現的ないと規定している音を対して録音を禁止している音声を規則の主にそぐわないことから、データでの交付はすべきでないと判断した。・高崎市議会会議規則第123条により録音である。